

新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意事項

目 次

A. 「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

1. 退職給付に係る科目の表示等に係る改正 P 1 ~ P 2
2. 退職給付に係る注記事項の改正 P 2 ~ P 7

B. 「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

1. 子会社等の範囲の見直し P 7
2. 特別目的会社の債務等の区分表示等 P 7 ~ P 8

C. 単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正

1. 単体開示の簡素化について P 8 ~ P 1 0
2. その他の改正 P 1 0 ~ P 1 3

新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意事項

A. 「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

平成 24 年 5 月 17 日に企業会計基準委員会から「退職給付に関する会計基準」等^{注1}が公表されたことを踏まえて、平成 24 年 9 月 21 日に連結財務諸表規則等^{注2}が改正されています。

この改正後の連結財務諸表規則等は、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等から適用することとされており、多くの提出会社が平成 26 年 3 月期から適用することになると考えられます。この改正に伴い、留意していただきたい事項は以下のとおりです。なお、本文中の法令又は会計基準の用語等については、略して記載している場合があります。

1. 退職給付に係る科目の表示等に係る改正

退職給付に関し、確定給付制度（複数事業主制度を含む。）を採用している場合には、連結財務諸表について、以下のとおり記載する必要があります。

また、財務諸表については、従来の取扱いに変更はありませんが、連結財務諸表を作成する会社については、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法が連結財務諸表と財務諸表で異なる場合は、その旨を、財務諸表に注記する必要があります。（財規ガイドライン 8 の 2-10②）

- (1) 退職給付債務から年金資産の額を控除した額を、連結貸借対照表の「負債の部」の「固定負債」の項目に分類して「退職給付に係る負債」を示す名称を付した科目で記載することとなります。一方、年金資産の額が退職給付債務を超える場合にはその差額を、「資産の部」の「固定資産」の「投資その他の資産」の項目に分類して「退職給付に係る資産」を示す名称を付した科目で記載する必要があります。

なお、「退職給付に係る資産」又は「退職給付に係る負債」に属する資産又は負債が、それぞれ資産の総額又は負債及び純資産の合計額の 1% 以下の場合であっても、他の項目に属する資産と一括して表示することはできません。（連結財務諸表規則第 30 条、第 38 条、様式第四号）

- (2) 「未認識数理計算上の差異」及び「未認識過去勤務費用」については、税効果を調整

^{注1}退職給付に関する会計基準/退職給付に関する会計基準の適用指針

^{注2}財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則/連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について/「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

の上、連結貸借対照表の「純資産の部」の「その他の包括利益累計額」の項目に分類して「退職給付に係る調整累計額」を示す名称を付した科目で記載する必要があります。(連結財務諸表規則第 43 条の 2、様式第四号、様式第六号)

(3) 「退職給付費用」は、原則として、連結損益計算書の「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に計上することとされています。「販売費及び一般管理費」として計上する場合、「販売費」の科目若しくは「一般管理費」の科目又は「販売費及び一般管理費」の科目に一括して掲記して、主要な費目及びその金額を注記することができることとされており、その場合、「退職給付費用」は主要な費目として金額を注記(金額が少額である場合を除く。)する必要があります。(連結財務諸表規則第 55 条)

(4) 当期に発生した「未認識数理計算上の差異」及び「未認識過去勤務費用」、並びに、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち当期に費用処理された「組替調整額」については、連結包括利益計算書の「その他の包括利益」に「退職給付に係る調整額」を示す名称を付した科目で記載する必要があります。(連結財務諸表規則第 69 条の 5、様式第五号の二)

(5) 連結財務諸表の連結の範囲等に関する記載のうち、会計処理基準に関する事項として、退職給付に係る会計処理の方法を記載する必要があります。

当該退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれます。(連結財務諸表規則第 13 条第 5 項第 4 号、連結財規ガイドライン 13-5-4)

2. 退職給付に係る注記事項の改正

(1) 連結財務諸表には退職給付制度に応じて、以下の注記を行う必要があります。

1) 確定給付制度を採用している場合(連結財務諸表規則第 15 条の 8)

i. 確定給付制度の概要

※ 確定給付制度の一般的説明(厚生年金基金、退職一時金及び確定給付企業年金等、会社等が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明(例えば、当該制度の対象範囲、設定時期及び移行時期等並びに退職給付信託の設定状況等をいう。)をいいます。)(連結財規ガイドライン 15 の 8①)

ii. 退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ) 勤務費用、ロ) 利息費用、ハ) 数理計算上の差異の発生額、ニ) 退職給付の支払額、ホ) 過去勤務費用の発生額、ヘ) その他^{注3}

※ イ) ~ホ) の事項の金額に重要性が乏しい場合は、ヘ) その他 に含め

^{注3} 本項目に属する項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記する必要があります。

ることができます。(連結財規ガイドライン 15 の 8②)

iii. 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ) 期待運用収益、ロ) 数理計算上の差異の発生額、ハ) 事業主である会社等からの拠出額、ニ) 退職給付の支払額、ホ) その他^{注3}

※ イ) ~ニ) の事項の金額に重要性が乏しい場合は、ホ) その他 に含めることができます。(連結財規ガイドライン 15 の 8②)

iv. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

※ 退職給付債務については、積立型制度及び非積立型制度別に記載します。(連結財規ガイドライン 15 の 8③)

v. 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ) 勤務費用、ロ) 利息費用、ハ) 期待運用収益、ニ) 数理計算上の差異の費用処理額、ホ) 過去勤務費用の費用処理額、へ) その他^{注3}

※ イ) ~ホ) の事項の金額に重要性が乏しい場合は、項目を集約して記載することができます。また、へ) その他 には、臨時に支払った割増退職金及び会計基準変更時差異の費用処理額等が含まれます。(連結財規ガイドライン 15 の 8④)

vi. 退職給付に係る調整額及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ) 数理計算上の差異の発生額(当連結会計年度において費用処理された額を除く。)及び退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識数理計算上の差異の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額、ロ) 過去勤務費用の発生額(当連結会計年度において費用処理された額を除く。)及び退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識過去勤務費用の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額、ハ) その他^{注3}

※ ハ) その他 には、退職給付に係る調整累計額の項目に計上されている会計基準変更時差異の未処理額のうち、費用処理された額に対応する額が含まれます。(連結財規ガイドライン 15 の 8⑤)

vii. 退職給付に係る調整累計額及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ) 未認識数理計算上の差異、ロ) 未認識過去勤務費用、ハ) その他^{注3}

※ ハ) その他 には、会計基準変更時差異の未処理額が含まれます。(連結財規ガイドライン 15 の 8⑥)

viii. 年金資産に関する次に掲げる事項

イ) 年金資産の主な内訳、ロ) 長期期待運用収益率の設定方法

※ イ) 年金資産の主な内訳 は、株式、債券等の種類ごとの割合又は金額を記載し、退職給付信託に係る信託財産の割合又は金額(年金資産の合

計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合は、年金資産の主な内訳の記載とは別に付記することとなります。

また、ロ) 長期期待運用収益率の設定方法については、年金資産の主な種類との関連性を踏まえて記載し、長期期待運用収益率それ自体は、年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの期間に保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定することとなります。(連結財規ガイドライン 15 の 8 ⑦)

ix. 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

イ) 割引率、ロ) 長期期待運用収益率、ハ) その他

※ ハ) その他 には、予想昇給率等が含まれます。(連結財規ガイドライン 15 の 8⑧)

x. その他の退職給付に関する事項

※ 厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び最低責任準備金の内容等を記載することができます。(連結財規ガイドライン 15 の 8⑨)

2) 確定拠出制度を採用している場合(連結財務諸表規則第 15 条の 8 の 2)

財務諸表等規則第 8 条の 13 の 2 第 1 項を準用して以下の事項を記載する必要があります。

i. 確定拠出制度の概要

※ 連結財規ガイドライン 15 の 8①を準用して記載することとなります。

ii. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

3) 複数事業主制度を採用している場合(連結財務諸表規則第 15 条の 8 の 3)

財務諸表等規則第 8 条の 13 の 3 第 1 項及び第 2 項を準用して以下の事項を記載する必要があります。

※ 連結財規ガイドライン 15 の 8 の 3 で準用する、財規ガイドライン 8 の 13 の 3 に従って記載することとなります。

i. 連結会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合

イ) 複数事業主制度の概要、ロ) (1)ー 1) 確定給付制度を採用している場合の ii ~ x の事項

当該注記は、(1)ー 1) 確定給付制度を採用している場合 の注記に含めて記載することができます。その場合にはその旨の記載が必要となります。

ii. 連結会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合

イ) 複数事業主制度の概要、ロ) 複数事業主制度に係る退職給付費用の額、ハ) 複数事業主制度の直近の積立状況、ニ) 複数事業主制度の掛金、加入人

数又は給与総額に占める連結会社のこれらの割合

※ ハ) 複数事業主制度の直近の積立状況には、年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差額を記載することとなります。また、ハ)と二)の記載に当たっては、これらに関する補足説明も記載することとなります。

(2) 財務諸表には、退職給付制度に応じて以下の注記を行う必要があります。なお、いずれも連結財務諸表を作成している場合には注記する必要はありません。

1) 確定給付制度を採用している場合（財務諸表等規則第8条の13）

i. 確定給付制度の概要

※ 確定給付制度の一般的説明（厚生年金基金、退職一時金及び確定給付企業年金等、会社等が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明（例えば、当該制度の対象範囲、設定時期及び移行時期等並びに退職給付信託の設定状況等をいう。))をいいます。（財規ガイドライン8の13①）

ii. 退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ) 勤務費用、ロ) 利息費用、ハ) 数理計算上の差異の発生額、二) 退職給付の支払額、ホ) 過去勤務費用の発生額、ヘ) その他^{注3}

※ イ)～ホ)の事項の金額に重要性が乏しい場合は、ヘ)その他に含めることができます。（財規ガイドライン8の13②）

iii. 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ) 期待運用収益、ロ) 数理計算上の差異の発生額、ハ) 事業主である会社等からの拠出額、二) 退職給付の支払額、ホ) その他^{注3}

※ イ)～二)の事項の金額に重要性が乏しい場合は、ホ)その他に含めることができます。（財規ガイドライン8の13②）

iv. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ) 未認識数理計算上の差異、ロ) 未認識過去勤務費用、ハ) その他

※ 退職給付債務については、積立型制度及び非積立型制度別に記載し、ハ)その他には、会計基準変更時差異の未処理額が含まれます。（財規ガイドライン8の13③）

v. 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ) 勤務費用、ロ) 利息費用、ハ) 期待運用収益、二) 数理計算上の差異の費用処理額、ホ) 過去勤務費用の費用処理額、ヘ) その他^{注3}

※ イ)～ホ)の事項の金額に重要性が乏しい場合は、項目を集約して記

載することができます。また、へ) その他 には、臨時に支払った割増退職金及び会計基準変更時差異の費用処理額等が含まれます。(財規ガイドライン 8 の 13④)

vi. 年金資産に関する次に掲げる事項

イ) 年金資産の主な内訳、ロ) 長期期待運用収益率の設定方法

※ イ) 年金資産の主な内訳 は、株式、債券等の種類ごとの割合又は金額を記載し、退職給付信託に係る信託財産の割合又は金額(年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合)は、年金資産の主な内訳の記載とは別に付記することとなります。

また、ロ) 長期期待運用収益率の設定方法 については、年金資産の主な種類との関連性を踏まえて記載し、長期期待運用収益率それ自体は、年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの期間に保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定することとなります。(財規ガイドライン 8 の 13⑤)

vii. 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

イ) 割引率、ロ) 長期期待運用収益率、ハ) その他

※ ハ) その他 には、予想昇給率等が含まれます。(財規ガイドライン 8 の 13⑥)

viii. その他の退職給付に関する事項

※ 厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び最低責任準備金の内容等を記載することができます。(財規ガイドライン 8 の 13⑦)

2) 確定拠出制度を採用している場合(財務諸表等規則第 8 条の 13 の 2 第 1 項)

i. 確定拠出制度の概要

※ 財規ガイドライン 8 の 13①を準用して記載することとなります。

ii. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

3) 複数事業主制度を採用している場合(財務諸表等規則第 8 条の 13 の 3 第 1 項及び第 2 項)

i. 財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合

イ) 複数事業主制度の概要、ロ) (2)ー 1) 確定給付制度を採用している場合の ii ~ viii の事項

当該注記は、(2)ー 1) 確定給付制度を採用している場合 の注記に含めて記載することができます。その場合にはその旨の記載が必要となります。

※ 財規ガイドライン 8 の 13 を準用して記載することとなります。

ii. 財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合

イ) 複数事業主制度の概要、ロ) 複数事業主制度に係る退職給付費用の額、ハ) 複数事業主制度の直近の積立状況、ニ) 複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める財務諸表提出会社のこれらの割合

※ ハ) 複数事業主制度の直近の積立状況 には、年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差額を記載することとなります。また、ハ) とニ) の記載に当たっては、これらに関する補足説明も記載することとなります。(財規ガイドライン 8 の 13 の 3②及び③)

B. 「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

平成 23 年 3 月 25 日に企業会計基準委員会から「連結財務諸表に関する会計基準」等^{注4}が公表されたことを踏まえて、平成 23 年 6 月 30 日に連結財務諸表等規則等^{注5}が改正されています。

この改正後の連結財務諸表等規則等は、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度の期首から適用(平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度の期首から適用可能。)することとされています。この改正に伴い、留意していただきたい事項は以下のとおりです。

1. 子会社等の範囲の見直し

これまで、財務諸表提出会社が特別目的会社に対する出資者である場合及び特別目的会社に資産を譲渡した場合には、当該特別目的会社は子会社に該当しないものと推定すると規定されていましたが、今後、当該取扱いは、特別目的会社に資産を譲渡した場合にのみ適用されます。(財務諸表等規則第 8 条第 7 項)。

2. 特別目的会社の債務等の区分表示等

連結の範囲に含めた特別目的会社が有するノンリコース債務について、連結貸借対照表上、ノンリコース債務を示す名称を付した科目で「流動負債」又は「固定負債」の項目に表示し、又は、社債若しくは借入金その他の負債を示す科目に含めて表示し、当該負債の科目別にノンリコース債務の金額を注記する必要があるほか、ノンリコース債務に対応する資産について、当該資産の科目及びその金額を注記する必要があります。(連結財務諸表規則第 41 条の 2)

^{注4}連結財務諸表に関する会計基準/一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針/連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針/投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い

^{注5}財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則/連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則/「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について等

なお、連結財務諸表の連結附属明細表のうち「社債明細表」において、特別目的会社の発行している社債がノンリコース債務に該当する場合には欄外にその旨を記載し、連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記する際に、別に注記する必要があります。

また、「借入金等明細表」において、ノンリコース債務は、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載する必要があります。さらに、ノンリコース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)に係る連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記する必要があります。(連結財務諸表規則様式第九号記載上の注意9及び12、様式第十号記載上の注意1及び6)

C. 単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正

平成25年6月20日に企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議から「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」が公表されたことを踏まえて、単体開示の簡素化を図るため、平成26年3月26日に財務諸表等規則等^{注6}が改正されています。

この改正後の財務諸表等規則等は、平成26年3月31日以後に終了する事業年度等に関する財務諸表等について適用することとされています。この改正に伴い、留意していただきたい事項は以下のとおりです。

1. 単体開示の簡素化について

(1) 連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社(以下「特例財務諸表提出会社」という。)が財務諸表を作成する場合は、会社法の水準に合わせた様式によることができます。新設された財務諸表の様式は以下のとおり。(財務諸表等規則第127条第1項)

- ①貸借対照表(様式第五号の二)
- ②損益計算書(様式第六号の二)
- ③株主資本等変動計算書(様式第七号の二)
- ④有形固定資産等明細表(様式第十一号の二)
- ⑤引当金明細表(様式第十四号の二)

なお、以上により作成した財務諸表には、「特例財務諸表提出会社に該当する旨」及び「財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している旨」を記載しなければなりません。(財務諸表等規則第128条)

^{注6}財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則/連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則/中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則/四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則/企業内容等の開示に関する内閣府令/財務諸表等の監査証明に関する内閣府令/「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について等

記載場所は、有価証券報告書の第一部【企業情報】の第 5【経理の状況】の冒頭になります。(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(59) i)

(2) 特例財務諸表提出会社が記載すべき財務諸表の注記について、会社法の計算書類と開示水準が大きく異なる項目は、会社計算規則に掲げる事項に代えることができます。(財務諸表等規則第 127 条第 2 項)

- ①重要な会計方針の注記について、財務諸表等規則第 8 条の 2 に代えて、会社計算規則第 101 条各号に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く)
- ②表示方法の変更に関する注記について、財務諸表等規則第 8 条の 3 の 4 に代えて、会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く)
- ③会計上の見積りの変更に関する注記について、財務諸表等規則第 8 条の 3 の 5 に代えて、会社計算規則第 102 条の 4 各号に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く)
- ④親会社株式に関する注記について、財務諸表等規則第 18 条及び第 32 条の 2 に代えて、会社計算規則第 103 条第 9 号に掲げる事項
- ⑤関係会社に対する資産又は負債の注記について、財務諸表等規則第 39 条及び第 55 条に代えて、会社計算規則第 103 条第 6 号に掲げる事項
- ⑥担保資産の注記について、財務諸表等規則 43 条に代えて、会社計算規則第 103 条第 1 号に掲げる事項
- ⑦偶発債務の注記について、財務諸表等規則第 58 条に代えて、会社計算規則第 103 条第 5 号に掲げる事項
- ⑧関係会社との取引により発生した売上高、営業費用、営業外収益及び営業外費用の注記について、財務諸表等規則第 74 条、第 88 条、第 91 条及び第 94 条に代えて、会社計算規則第 104 条に規定する関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

(3) 連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目について、新たに財務諸表における開示が免除され、又は免除の範囲が拡大されます。

- ①リース取引に関する注記(財務諸表等規則第 8 条の 6 第 4 項)
- ②事業分離における分離元企業の注記(財務諸表等規則第 8 条の 23 第 4 項)
※ 記載を省略した旨の注記が必要
- ③資産除去債務に関する注記(財務諸表等規則第 8 条の 28 第 2 項)
- ④流動資産に係る引当金の注記(財務諸表等規則第 20 条第 3 項)
- ⑤減価償却累計額の注記(財務諸表等規則第 26 条第 2 項)
- ⑥減損損失累計額の注記(財務諸表等規則第 26 条の 2 第 5 項)
- ⑦事業用土地の再評価に関する注記(財務諸表等規則第 42 条第 3 項)

- ⑧たな卸資産及び工事損失引当金の注記（財務諸表等規則第 54 条の 4 第 4 項）
- ⑨企業結合に係る特定勘定の注記（財務諸表等規則第 56 条第 2 項）
 - ※ 記載を省略した旨の注記が必要
- ⑩ 1 株当たり純資産額の注記（財務諸表等規則第 68 条の 4 第 3 項）
- ⑪製造原価明細表の添付の省略（財務諸表等規則第 75 条第 2 項、開示府令第三号様式記載上の注意（49）で準用する第二号様式記載上の注意（69）b）
 - ※ 連結財務諸表においてセグメント情報を注記している場合のみ
- ⑫工事損失引当金繰入額の注記（財務諸表等規則第 76 条の 2 第 2 項）
- ⑬たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する区分掲記又は注記（財務諸表等規則第 80 条第 3 項）
- ⑭研究開発費の注記（財務諸表等規則第 86 条第 2 項）
- ⑮減損損失の注記（財務諸表等規則第 95 条の 3 の 2 第 2 項）
- ⑯企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記（財務諸表等規則第 95 条の 3 の 3 第 2 項）
 - ※ 記載を省略した旨の注記が必要
- ⑰ 1 株当たり当期純損益金額に関する注記（財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 3 項）
- ⑱潜在株式調整後 1 株当たり当期純損益金額に関する注記（財務諸表等規則第 95 条の 5 の 3 第 4 項）
- ⑲自己株式に関する注記（財務諸表等規則第 107 条第 2 項）

なお、上述の(1)～(3)を適用する場合は、表示方法の変更に関する注記が必要となります。（財務諸表等規則第 8 条の 3 の 4）

- (4) 連結財務諸表を作成している場合は、有価証券報告書のうち第一部【企業情報】の第 5【経理の状況】の 2【財務諸表等】の(2)【主な資産及び負債の内容】について、記載を省略することができます。（開示府令第三号様式記載上の注意（53）で準用する第二号様式記載上の注意（73））

2. その他の改正

- (1) 財務諸表の貸借対照表の「資産の部」の区分表示等について、個別名称を付した科目を掲記すべき数値基準等が、資産の総額の 1%超の場合から 5%超の場合に緩和されます。

- ①流動資産（財務諸表等規則第 17 条第 1 項第 13 号該当）のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産について、当該資産を示す名称を付した科目で掲記する基準。（同規則 19 条、財規ガイドライン 19）
- ②有形固定資産（財務諸表等規則第 23 条第 1 項第 10 号該当）について、当該資

産を示す名称を付した科目で掲記する基準。(同規則第 24 条)

- ③無形固定資産(財務諸表等規則第 28 条第 1 項第 11 号該当)について、当該資産を示す名称を付した科目で掲記する基準。(同規則第 29 条)
- ④投資その他の資産(財務諸表等規則第 32 条第 1 項第 14 号該当)のうち、投資不動産、1 年以内に期限の到来しない預金又はその他の資産について、当該資産を示す名称を付した科目で掲記する基準。(同規則第 33 条、財規ガイドライン 33)
- ⑤関係会社との取引に基づいて発生した受取手形及び売掛金について、それぞれの金額を注記する場合の両科目の合計額の基準(ただし、受取手形又は売掛金のいずれかの金額が資産の総額の 5%以下の場合にはこれらの合計額のみを注記で可。)(財務諸表等規則第 39 条第 1 項)
- ⑥関係会社との取引に基づいて発生した債権(受取手形、売掛金及び財務諸表等規則第 32 条第 1 項の規定により区分掲記されるものを除く。)、未着品、積送品、前払費用又は未収収益について、その金額を注記する基準。(財務諸表等規則第 39 条第 2 項)
- ⑦財務諸表等規則第 39 条第 1 項及び第 2 項に規定する関係会社に対する資産で、両項の規定により注記したもの以外のものの合計額について、その旨及びその金額を注記する基準。(財務諸表等規則第 39 条第 3 項)

(2) 財務諸表の貸借対照表における「負債の部」の区分表示等について、個別名称を付した科目を掲記すべき数値基準等が負債及び純資産の合計額の 1%超の場合から 5%超の場合に緩和されます。

- ①流動負債のうち未払配当金又は期限経過の未償還社債について、当該負債を示す名称を付した科目で掲記する基準。(同規則第 49 条第 1 項)
- ②流動負債(財務諸表等規則第 49 条第 1 項第 14 号該当)のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債について、当該負債を示す名称を付した科目で掲記する基準。(同規則第 50 条、財規ガイドライン 50)
- ③固定負債(財務諸表等規則第 52 条第 1 項第 8 号該当)のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債について、当該負債を示す名称を付した科目で掲記する基準。(同規則第 53 条、財規ガイドライン 53)
- ④関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛金について、それぞれの金額を注記する場合の両科目の合計額の基準(ただし、支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び純資産の合計額の 5%以下の場合にはこれらの合計額のみを注記で可。)(財務諸表等規則第 55 条第 1 項)
- ⑤関係会社との取引に基づいて発生した債務(支払手形、買掛金及び財務諸表等規則第 52 条第 1 項の規定により区分掲記されるものを除く。)、未払費用又は前受収益で、その金額を注記する基準。(財務諸表等規則第 55 条第 2 項)

⑥財務諸表等規則第 55 条第 1 項及び第 2 項に規定する関係会社に対する負債で、両項の規定により注記したもの以外のものの合計額について、その旨及びその金額を注記する基準。(財務諸表等規則第 55 条第 3 項)

(3) 財務諸表の損益計算書における「販売費及び一般管理費」は、「販売費」の科目若しくは「一般管理費」の科目又は「販売費及び一般管理費」の科目に一括して掲記して、主要な費目及びその金額を注記することができることとされており、一括して掲記した場合に、減価償却費及び引当金繰入額以外の費目について、主要な費目として金額を注記する必要がある数値基準が、5%超の場合から 10%超の場合に緩和されます。(財務諸表等規則第 85 条第 2 項)

(4) 返済期限が 1 年後に到来する債権について、その全額を投資その他資産として記載できる数値基準と、通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額について、受取手形の科目に含めて記載できる数値基準が、資産総額の 1%以下である場合から、5%以下である場合に緩和されます。(財務諸表等規則第 15 条第 12 号、第 17 条第 1 項第 2 号、財規ガイドライン 15-12、17-1-2)

また、返済期限が 1 年後に到来する債務について、その全額を固定負債として記載できる数値基準と、通常取引以外の取引に基づいて発生した手形上の債務の金額について、受取手形の科目に含めて記載できる数値基準が、負債及び純資産の合計額の 1%以下である場合から、5%以下である場合に緩和されます。(財務諸表等規則第 47 条第 6 号、第 49 条第 1 項第 1 号、財規ガイドライン 47-6、49-1-1)

(5) 財務諸表提出会社のうち、上場会社等(金融商品取引法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券の発行者)は、附属明細表のうち「有価証券明細表」について、開示が免除されます。

なお、財務諸表等規則第 122 条に規定する別記事業を営む株式会社等、及び同規則第 123 条第 1 号に規定する特定目的信託財産については、開示が免除されておりませんので、従来どおりの附属明細表の作成が必要となります。(財務諸表等規則第 121 条第 3 項)

(6) 財務諸表の附属明細表のうち有形固定資産等明細表について、特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正を行っている会社は、当該再評価差額等について、これまでの増減があった場合に記載する「当期増加額」又は「当期減少額」の欄のほか、期首又は期末の残高について「当期首残高」又は「当期末残高」の欄に内書(括弧書)する必要があります。(財務諸表等規則様式第十一号記載上の注意 6)

(7) これまで貸借対照表の純資産の部に注記していた、剰余金の配当に関して制限を受

けている場合の、その旨及びその内容の記載について、有価証券報告書のうち第一部【企業情報】の第4【提出会社の状況】の3【配当政策】へと、記載箇所が変更されます。(開示府令第三号様式記載上の注意(34)c)

なお、上述の(1)~(7)を適用する場合は、表示方法の変更に関する注記が必要となります。(財務諸表等規則第8条の3の4)

以 上